

令和7年度第3回幸手市地域公共交通会議 会議録

○開催日時 令和7年12月24日（水）10時00分～11時00分

○会場 市役所第二庁舎第1会議室

○会議内容 公開

○幸手市地域公共交通会議委員

委員区分	所属・職名	氏名	会議の出欠
第1号 (幸手市長又はその指名する者)	幸手市総合政策部長	春田 松司	出席
第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表)	朝日自動車株式会社	田沼 健一 (都築 佑太)	代理出席
第3号 (一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表)	中田商会株式会社	中田 幸宏	出席
	株式会社東埼玉観光バス	内藤 秀夫	欠席
	幸手タクシー有限会社	酒井 昭	欠席
	有限会社共和タクシー	明野 真久	出席
第4号 (鉄道事業者の代表)	東武鉄道株式会社	中澤 成平	出席
第5号 (一般社団法人埼玉県バス協会の代表)	一般社団法人埼玉県バス協会	関根 肇	欠席
第6号 (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田 貢	出席
第7号 (住民又は利用者の代表)	幸手市区長会	出井 保信	出席
		山下 治郎	出席
		小曾根 昌雄	出席
第8号 (埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	高木 純子	出席
第9号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表)	朝日自動車労働組合	飯塚 光弘	欠席
第10号 (道路管理者又はその指名する者)	埼玉県杉戸県土整備事務所	熊谷 茂浩	出席
第11号 (幸手警察署長又はその指名する者)	埼玉県幸手警察署	大木 修司 (石鍋 良太)	代理出席
第12号 (前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者)	埼玉県企画財政部交通政策課	古川 雄哉	欠席
	五霞町まちづくり戦略課	古郡 健司	出席
	幸手市総務部長	長田 広	出席
	幸手市健康福祉部長	安部 貴昭	出席
	幸手市建設経済部長	丸山 淳一	出席
	幸手市教育部長	仙田 茂雄	出席

※会長は、幸手市地域公共交通会議設置要綱（平成22年3月29日告示第31号）第5条第1項の規定により、幸手市総合政策部長 春田松司が務める。また、同第6条第1項の規定により、会長が、会議の議長となる。

○傍聴人 6人

○会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【報告事項】

市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について

【協議事項】

令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）について

- 4 その他
- 5 閉会

○会議資料

- ・会議次第
- ・令和7年度幸手市地域公共交通会議委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況報告書
- ・資料2 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）について
- ・別紙1 幸手市が運行する公共交通の考え方(案)
- ・別紙2 循環コース、便数、運行時間
- ・別紙3 市内循環バス路線図（案）

司会	<p>【1 開会】</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第3回幸手市地域公共交通会議」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>司会進行を務めさせていただきます、事務局のくらし防災課 野川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、この会議につきましては、幸手市地域公共交通会議設置要綱第6条第6項の規定により、公開とさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>また、議事録作成に伴いまして、録音機器の使用も併せてご了承願います。</p> <p>傍聴者の皆様におかれましては、受付時にお渡しをさせていただきました通り、傍聴上の注意を厳守していただきますようお願いいたします。</p> <p>はじめに、資料の確認をさせていただきます。</p>
----	--

事前に送付させていただいた資料といたしまして、
「会議次第」
「資料1 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況報告書」
「資料2 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）について」
「別紙1 幸手市が運行する公共交通の考え方(案)」
「別紙2 循環コース、便数、運行時間」
「別紙3 市内循環バス路線図（案）」

また、本日お配りさせていただいた資料といたしまして、
「令和7年度幸手市地域公共交通会議委員名簿」
「席次表」
でございます。

以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

なお、本日は委員名簿4番内藤委員、5番酒井委員、8番関根委員、14番飯塚委員、17番古川委員から、欠席との連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

本日の出席者は17名でございます。

このため、委員の過半数の出席を頂いておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議を開催させていただきます。

【2 会長あいさつ】

それでは、開会に当たりまして、会長の春田総合政策部長からご挨拶を申し上げます。

皆様こんにちは。幸手市総合政策部長の春田でございます。

本日は、令和7年度第3回幸手市地域公共交通会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、現在、市で運行しております、市内循環バスと乗合型デマンドタクシーの運行状況のご報告をさせていただきます。また、令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）についてご協議をお願いいたします。

今後とも、市民の皆様の生活に貢献できる、地域公共交通の実現に向け、皆様との連携を図りながら、進めて参りたいと考えておりますので、何卒、ご協力をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

会長

司会	<p>議事に入る前にご報告がございます。</p> <p>本日、本運行計画の作成にあたり業務を委託しております八千代エンジニアリング株式会社 三上 様、加藤 様に同席いただいておりますことをご了承願います。</p>
司会	<p>【3 議事】</p> <p>それでは、次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>これからの進行は、会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、春田会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>議長を務めさせていただきます春田です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>報告事項 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について</p>
議長	<p>報告事項「市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の資料1「市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について」をご覧ください。</p> <p>それでは、まず市内循環バスについてご説明いたします。資料の表紙をめくっていただきまして3ページ目「市内循環バス運行状況全体概要」をご覧ください。</p> <p>運行を開始した令和5年1月から令和7年11月までの運行実績となります。</p> <p>左から5列目の「1日あたり平均利用者数」をご覧ください。</p> <p>令和7年度も、増加傾向にありました令和6年度と同等の利用者数を維持しており、令和7年6月以降は平均利用者数が100人を超え続けております。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>5ページ以降がコース別・便別利用状況となります。</p> <p>中央コースの利用者数が、循環バス利用者全体の約7割で9時台から14時台までの利用が多い傾向は運行開始当初から現在に至るまでほぼほぼ変わらない状況です。</p> <p>続きまして、8ページ、9ページ東A・Bコースの利用状況をご覧ください。東コースは、運行当初から1日平均利用者数が10人を下回っている状況が続いており、特に東Bコースについては令和6年1月以降5人を下回る月が続いています。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、11 ページ、西 A・B コースの利用状況をご覧ください。西コースは現在の循環バス利用者全体の内、約 2 割を占めています。西 B コースは前年同月と同等程度の利用があり、西 A コースにつきましても、令和 6 年 1 1 月以降減少傾向でございましたが、令和 7 年 10 月から増加に転じております。</p> <p>A3 版でお配りした資料は停留所ごとの利用者数の数字となります。個別の説明は割愛させていただきますが、全体を通して、市役所等の公共施設や医療機関、商業施設、鉄道駅等の停留所の利用が多くなっております。</p> <p>市内循環バス運行状況についてのご報告は以上でございます。</p> <p>ここまでの市内循環バス運行状況の報告について、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>《質疑なし》</p> <p>それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。</p> <p>続きまして、乗合型デマンドタクシーの運行状況についてご報告させていただきます。A3 版資料の後にございます乗合型デマンドタクシー運行状況報告をご覧ください。</p> <p>令和 7 年 8 月までの運行状況についてご報告いたします。</p> <p>34 ページをご覧ください。「1 利用登録者」につきましては、令和 6 年 5 月から登録の受付を開始し、累計 1,103 人の方に登録いただいております。</p> <p>年代別に見ますと、全体の登録者の内、60 代以上の方で 9 割弱、区域別に見ますと、香日向、栄、緑台といった路線近隣にお住まいの方で約 9 割を占めている状況です。</p> <p>35 ページをご覧ください。令和 6 年 7 月から令和 7 年 1 1 月までの運行・利用状況となります。</p> <p>全体概要としましては延べ 3,509 人の方にご利用いただきました。1 日あたりの平均利用者数は、前年同月と比べて増加傾向にございますが、稼働台数も増加しており、1 便当たりの平均利用者数は開始当初の 1.3 人から大きな変化はございません。</p> <p>36 ページをご覧ください。路線別内訳では、幸手駅～杉戸高野台駅線につきましては、令和 7 年 4 月から夏場の 8 月まで利用人数が若干減少しましたが、9 月以降は増加傾向に転じております。コミュニティセンター～東鷲宮駅線につきましては、令和 7 年 6 月以降増加傾向にあり 1 日当たりの利用者数が 5 人前後となっております。区分別利用者数を見ますと、割引運賃対象者の割合が幸手駅～杉戸高</p>
--------------------------------	---

	<p>野台駅線では約3割であるのに対して、コミュニティセンター～東鷲宮駅線では1割弱であり、路線によって差異が見られます。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>年代別利用状況につきましては、両路線とも登録者の年代からも分かるとおり、60代以上の利用が大部分を占めております。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>便別利用状況につきましては、各路線とも8時台～10時台の便の利用が多くなっております。</p> <p>また、幸手駅～杉戸高野台駅線では、時間帯によって幸手駅あるいは杉戸高野台駅の利用を選択できることから、すべての時間帯において満遍なく利用がある状況です。</p> <p>一方で、コミュニティセンター～東鷲宮駅線は、午前中は自宅付近の停留所から東鷲宮駅に向かう方の利用が中心となっています。</p> <p>最後に、39ページ、40ページの停留所別利用状況をご覧ください。停留所別で見ますと、両路線とも降車において駅が最も多く、自宅付近の停留所から駅に向かう利用が多いことが伺えます。</p> <p>乗合型デマンドタクシーの運行状況についてのご報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>《質疑なし》</p>
議長	<p>協議事項 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）について</p> <p>次に、協議事項「令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料2をご覧ください。</p> <p>本年9月25日に開催いたしました、令和7年度第2回地域公共交通会議におきまして、令和9年1月以降に「幸手市が運行する公共交通の考え方（案）」として、市内中心部の主要施設間を双方向運行する循環バスと、市内全域を予約に応じて乗合運行するAIデマンド交通、また、東鷲宮駅への移動手段を確保することについて、本日配布いたしました「別紙1」の図および運行概要についてご説明させていただき、ご承認をいただきました。</p> <p>その後、この「考え方（案）」に基づき、主にAIデマンド交通の運行に関することについて、11月29日に開催した第4回幸手市</p>

地域公共交通あり方検討会において、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら、運行計画の検討を進めてまいりました。

これらを踏まえまして、資料2のとおり市内循環バスおよびAIデマンド交通の運行計画（素案）をまとめましたのでこちらについてご協議を賜りたく存じます。

なお、「東鷲宮駅への移動手段を確保」については、引き続き検討を進めているところでございます。

それでは「資料2」、市内循環バス運行計画（素案）をご覧ください。

市内循環バスについては現在も運行しておりますが、このうち、現在の中央コースをベースに、現在の片側運行に反対側の運行を加え、双方向で運行するものです。

まず、1目的から、6運行期間については、記載のとおりでございます。なお、運行期間については、5年間を計画しております。

続きまして、7業務内容についてご説明いたします。

(1) 循環コース、便数、運行時間ですが、現在の運行を左回りとし、反対方向に新たに運行する右回りを加え、双方向運行とします。各コースとも1日8便で、左回りは現行同様概ね午前8時から午後6時までの運行、対する右回りは約1時間早め、概ね午前7時から午後5時までの運行といたします。

(2) 運行経路及び停留所ですが、この後ご覧いただく図に表しております。なお、停留所の設置に関しては、年明け早々から、設置場所の関係者や警察等関係機関の皆様と調整を行ってまいります。

別紙2をご覧ください。

1枚目にありますのは、運行イメージ図で、ピンク色で示したルートを双方向に運行いたします。2枚目の表面・裏面に記載しておりますのは、左回り・右回りそれぞれの時刻表案でございます。

停留所につきましては一部変更を行っており、左回りを例に申し上げますと、「7 駅入口」「17 東武団地」「18 緑台1丁目」「19 大堰橋」は、以前運行していた民間路線バスとルートが重なる部分について、同じ場所に停留所を設けることといたしました。なお「17 東武団地」については、現行の東武中央公園からの移動によりこの中央通り沿いに設置します。

また、「13 上高野自転車駐車場前」については、現状、杉戸高野台駅ロータリーへの停留所設置について、杉戸側の了解がいただけておりませんので、幸手市域内でできるだけ杉戸高野台駅の近くになるよう、市域境に設置している自転車駐輪場のところに乗降場所を設けることとしました。

なお、水色で網掛けしている部分については、幸手駅、杉戸高野台駅への循環バス到着後の鉄道上下線の現状の発車時刻を参考に記載したものです。

続きまして「別紙3」をご覧ください。こちらは、運行経路と停留所を表した図となります。停留所の標示に黄色の星印を記したものが先程の変更のあった個所となります。

「資料2」2ページにお戻りください。

(3) 運行日から、8利用者につきましては、記載のとおりでございます。なお、利用料は有料といたしますが、金額につきましては今後の協議といたします。

循環バスの説明は以上となります。

続きまして、3ページのAIデマンド交通運行計画(素案)をご覧ください。

この、AIデマンド交通につきましては、利用登録した市民の予約に応じて、自宅(周辺)と設定した目的地間を運行するものでございます。なお、運行車両については、タクシー車両2台で計画しております。

1 目的から、5 業務内容については記載の通りでございます。なお、6 運行期間につきましては、5 年間で計画しております。

7 業務内容についてでございますが、運行区域は市内全域、(3) 運行時間帯は概ね午前8時から午後6時までを予定しております。なお、予約がない時間帯は、運行はいたしません。(6) 利用料につきましては、循環バス同様に有料としますが、金額につきましては、今後、協議してまいります。

8 利用者につきましては、予め会員登録をしていただいた市民の方といたします。

9 運用方法等をご覧ください。(1) 乗降ポイントにつきましては、居住地側の乗降ポイントと目的地側の乗降ポイント予め設定し、乗降ポイント間を運行するものとします。目的地側の乗降ポイントについては、公共施設や、店舗、病院、幸手駅など、市の主要な施設に設定することとします。

ただし、目的地となる施設の近くに、すでに循環バス等の停留所がある場合は、その停留所を乗降ポイントとします。

居住地側の乗降ポイントについては、会員登録時に登録した自宅または自宅付近といたします。

(2) 利用可能区間についてですが、自宅または自宅周辺など居住者側の乗降ポイントと主要施設等目的地側の乗降ポイントの間、または、目的地側の乗降ポイント間で利用可能とします。一方で、居住者側の乗降ポイント間、さらに、循環バスの停留所間、民間路線バスにおいて同じ路線内の停留所間の利用は不可とします。

(3) (4) の予約に関する事項ですが、電話、WEB、スマホアプリでの予約受付を想定しております。WEBやアプリなどでの予約確定にあたり AI システムの力を活用することとなります。また、予約を受け付ける期間については、1週間前から出発の30分前までとします。

(5) 予約受付、配車、経路等の設定については、AIによる運用システムを活用することとし、予約状況に応じてその都度経路を設定し配車するものとします。

(6) その他についてですが、まず、予約の取り易さ、効率的な運行の観点から、幸手市地域公共交通あり方検討会でも御意見をいただいておりますが、「効率的な運行のために、一定の距離を超える利用については料金を高く設定する」ことについて複数の御意見がございました。これらの意見を参考に、一定の距離を超過する利用に関しては割増料金を適用する内容といたしました。一方で、その基準となる距離に関しては、市役所や、幸手駅などをはじめ、循環バス中央コースが停留所を設置しているような主要な施設には、市内のどこに住んでいても割増料金を徴収されることなく行けるようにするという考え、現状では、概ね9kmを目安に設定するとしております。

また、配車や運行経路の設定については、利用される方の許容範囲内で回り道や到着予定時間の調整を行い、できる限り乗り合いになるようシステムの条件設定を調整するとしております。こちらにつきましても、限られた時間の中で、可能な限り多くの人ニーズに応じて運行するためには、例えば、同じ時間帯で同じ方面に行きたい人が複数いた場合は、乗り合いで運行した方がより効率的であると考えられます。このとき、乗り合い運行が可能かどうかの判断にもAIが力を発揮することとなりますが、一方で、利用する方にも、予約した時間と、お迎え・到着時間に差が生じることや、目的の時間からゆとりをもって予約を入れていただくことなどについて、御理解いただくことも重要となってまいります。これらの要素が噛み合って、乗り合いが可能になったり、全体的に一人でも多くの方の予約に応じて運行することが可能になると考えておりますので、それに向けた調整・作業を進めてまいります。

AI デマンド交通の運行計画素案は以上となります。

最後に今後のスケジュールについてですが、本日お示しいたしました内容に基づき、停留所の設置場所など関係機関の皆様との協議を進めながら、来年度はじめには運行事業者を決定するとともに、併せて運賃に関する手続きを並行して進めながら、来年夏ごろを目途に国への許可申請を行いたいと考えております。

議長	<p>この中で、適宜、地域公共交通会議を開催させていただき、協議をお願いしたいと存じますので、引き続き、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
明野委員	<p>4ページ、2利用区間のただし書について、「循環バスのバス停間又は路線バスのバス停間は利用不可とする」とありますが、これはどのような事を示しているのかわかりづらいため、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>現行の循環バスの中央コースを引き続き運行することを考えております。循環バスの停留所間の移動については、できるだけバスを使って移動していただきたいという趣旨から、循環バスのバス停間は運行しないとしております。併せて、路線バスのバス停間についても同様の趣旨で運行しないものとして計画しております。</p>
明野委員	<p>Aというバス停からBというバス停へ行く場合は、予約はできないというのはわかります。ただし、Aのバス停の隣に自宅があった場合、自宅からBというバス停に行くのは可能という事でしょうか。ルールを複雑にしまうとわかりづらく感じます。なるべくバスを使って欲しいというのはわかりますが、自宅からバス停までは行けるので、乗る人が増えるとデマンドの予約が取れなくなる可能性があります。考え方としては、市内全体の利用者が増えればよいのであって、循環バスの利用者数を減らさないようにと考えるよりは、全体として利用者が増えればよいと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>循環バスとデマンド交通の併用にあたり、循環バスを運行する中央エリアについては、できるだけ循環バスをご利用いただきたいという趣旨があります。バス停の近くに自宅があり、居住地側の乗降ポイントとして登録した場合、そこから、別のバス停までデマンド交通で行くことができます。複雑になってしまうとのご指摘もあり、確かにそのような面もあるのですが、デマンド交通しか走っていない地域についてはデマンド交通をご利用いただき、循環バスが近くを走っている地域の方については、できるだけ循環バスをご利用いただきたいという趣旨で、利用者が重複せず、デマンド交通の予約も入れやすくなるようにこのような制限を設けさせていただきたいと存じます。</p>

明野委員	<p>バス停から何メートル以内はデマンド交通は使えませんといった制限が出てくると思いますが、それは結構複雑になってきます。100メートル以内とした場合、100メートル歩けない人もいます。この方はデマンド交通が利用できないとするのか、どうチェックを入れるのかといったことがあり、実際にこのような仕組みの導入を考えた自治体がありましたが、複雑になってしまい無理だという事でやめてしまいました。この件については、もう少し検討していただいた方が良くと思います。循環バスに乗って欲しいという趣旨はわかりますが、乗合とバスの併用はどこの自治体でもやっていますが、なかなかうまくいかないのが現状です。もしやるのであれば金額で差を付けるしかないと思っています。</p>
事務局	<p>金額で差を付けるというお話がありましたが、運賃については、今後検討するとして、具体的な額を示していませんが、おそらくバスの方が運賃については安くなるだろうと想定しています。循環バスが走っている地域についてはより低廉なバスの方を使っただけだろうと想定しています。</p> <p>バス停の半径何メートルの区域はデマンド交通は使えないという考え方もあるかと存じますが、明野委員のおっしゃったとおり、「何メートル」をどの道で区切るのかといった整理が難しく、市民に御理解いただくことも難しいと思いますので、せめて、停留所間は利用できないという制限を残しました。</p>
明野委員	<p>Aというバス停の近くの自宅からBというバス停に行くのは可能という事でしょうか。</p>
事務局	<p>そのケースについては、可能です。</p>
明野委員	<p>バス停とバス停の間だけというイメージでよろしいでしょうか(事務局：はい)</p>
山下委員	<p>利用率を鑑みて、利用の多い中央は双循環として、利用者の少ない地域はデマンド交通とする案は、素晴らしいなと思っています。ただ、別紙1に東鷲宮駅への移動手段の確保とありますが、西地区から東鷲宮駅の方へAIデマンド交通で行けるのでしょうか。</p> <p>逆に、吉田や惣新田から東鷲宮駅に行くためには、デマンド交通でウェルス幸手まで行って、バスで幸手駅へ行って、幸手駅から更に東鷲宮駅に行く方法になるのかどのようになるのかお聞かせいただきたい。</p>

事務局	<p>デマンド交通の目的地は市内に設置する予定でありますことから、東鷲宮駅を含めて幸手市外の施設等を目的地に定めないことを計画しています。一方で、東鷲宮駅への移動手段を確保することについて資料1の考え方でお示ししておりますとおり、現行の乗合型デマンドタクシーも含めてどのように確保していくかを検討しているところでございます。</p>
山下委員	<p>東鷲宮駅への移動手段については、今回の会議資料には具体的な記載はないけれども、今後検討していくという事でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>確保に向けて引き続き検討をまいります。</p>
議長	<p>他にご質問等はありませんでしょうか。 ≪質問なし≫</p> <p>それでは本案について原案の通り進めさせていただくという事でよろしいでしょうか。「令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（素案）」について、ご異議なければ、承認とさせていただきます。 ≪異議なし≫</p> <p>ありがとうございました。 それでは、これで全ての議事が終了いたしました。 皆様方の御協力に感謝申し上げます。 これ以降の進行につきましては、司会の方をお願いいたします。</p>
司会	<p>【4 その他】 それでは、次第4のその他に移らせていただきます。議題の他に何かございますか。 ≪なし≫</p> <p>それでは、事務局から2点ございます。 1点目としまして、地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について、例年1月に書面会議にてご協議をお願いしているところでございますが、本年度につきましても、同様のスケジュールで準備を進めておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に2点目、議事録についての確認をさせていただきます。</p>

司会	<p>先ほど、会議結果の公表について説明させていただきましたが、本日の会議の議事録につきましては、事務局において作成し、原則公開の観点から、ホームページにおいて公開させていただきます。</p> <p>なお、公開前に委員の皆様には送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いたします。</p> <p>【5 閉会】</p> <p>それでは、閉会に移らせていただきます。</p> <p>本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、令和7年度第3回幸手市地域公共交通会議を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>《終了》</p>
----	---